点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	第二種指定電気通信設備の指定の基準値の変更	府省名	総務省
根拠となる法令	□法律　□政令　■府省令　□告示　□その他		
	電気通信事業法施行規則		
規制の区分	■新設等　□緩和　□廃止		

点検項目		評価の実施状況	課題
規制の目的、内容及び必要性		■説明あり　□説明なし	①
費用の分析	遵守費用	□金銭価値化　□定量化　■定性的記述　□負担なし　□分析なし	
	行政費用	□金銭価値化　□定量化　■定性的記述　□負担なし　□分析なし	
	その他の社会的費用	□金銭価値化　□定量化　□定性的記述　■負担なし　□分析なし	
便益の分析		□金銭価値化　□定量化　■定性的記述　□分析なし	
費用と便益の関係の分析		□費用便益分析　□費用効果分析　□費用分析　■定性的な分析　□分析なし	
代替案	代替案の設定	□設定あり　■想定される代替案なし　□設定なし	
	代替案との比較	□費用・便益で比較　□費用で比較　□便益で比較　■比較なし	
レビューを行う時期又は条件		■設定あり　□設定なし	

【課題の説明】

①　規制の目的、内容及び必要性

規制の内容及び必要性について、本件規制の内容は、「第二種指定電気通信設備の指定の基準を特定移動端末設備の占有率 10%に改正する」ことであることから、①指定の基準値を引き下げること及び②指定の基準である占有率を 10%とすることの根拠に係る説明が必要と考えられるところ、評価書においては、①の根拠は説明されているが、②の根拠が説明されていない。